



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 1 月 25 日 (月曜日) 第 174 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の辞退…………… (医療業務課) 1
- 救急病院の認定…………… ( “ ) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称……………

頁

- の変更…………… (障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… ( “ ) 2
- 民有林の保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定…………… ( “ ) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) …… ( “ ) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第48号

次の医療機関は、令和3年1月11日付けて、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地1

### 宮崎県告示第49号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地1

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和3年1月12日から令和6年1月11日まで

### 宮崎県告示第50号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
塩 川 徳	あたご整形外科	延岡市	整形外科	令和3年1月1日
天 神 佑 紀	宮崎県立延岡病院	延岡市	内科	令和3年1月1日
長 友 謙 三	宮崎県立日南病院	日南市	外科	令和3年1月1日
落 合 貴 裕	宮崎県立日南病院	日南市	外科	令和3年1月1日
津 曲 省 吾	宮崎県立延岡病院	延岡市	耳鼻いんこう科	令和3年1月1日

### 宮崎県告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションTOMO宮崎	宮崎市	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO	訪問看護ステーションTOMO宮崎	令和3年1月1日
訪問看護ステーションTOMO都城	都城市	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO都城	訪問看護ステーションTOMO都城	令和3年1月1日

訪問看護ステーションTOMO延岡	延岡市	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO延岡	訪問看護ステーションTOMO延岡	令和2年12月29日
------------------	-----	------------------------	------------------	------------

**宮崎県告示第52号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
やました薬局高岡店	宮崎市	宮崎市高岡町飯田字前田 250番地 2	宮崎市高岡町飯田 4丁目 5番地 1	令和2年10月28日
社会医療法人如月会 訪問看護ステーションこころ	宮崎市	宮崎市大字本郷北方2487番地 3	宮崎市宮田町 8番 7号 赤レンガ館 4階	令和2年12月1日

**宮崎県告示第53号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町瀨上字後山 9862、9873-1、字山田9895、9896-1、9897、9915、9982、9983-1、9984-1、9987-1、9987-2、9987-8、9989-1、9990、10007、字弁分 10041-1、10043、10048、10089-2、10102

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第54号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字出口

乙 234-2（次の図に示す部分に限る。）、乙 233-10、乙 234-1、乙 234-4、乙 234-7、乙 234-11から乙 234-13まで、乙 234-15、乙 234-22、乙 234-23、乙 234-29、乙 234-32、乙 234-34

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第55号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1684-97

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字内野八重1684-97（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第56号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字中尾 401

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 1 月 25 日から同年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣字爰野3575番3地先から同郡同町同大字同字3575番3まで	旧	7.9～12.3	26.0
				新	12.0～23.1	26.0

**宮崎県告示第58号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 1 月 25 日から同年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字中尾字的場529番3地先から同市同大字同字529番3地先まで	令和 3 年 1 月 25 日

**宮崎県告示第59号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 1 月 25 日から同年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字馬生木6143番1地先から同郡同町同大字同字6140番3地先まで	令和 3 年 1 月 25 日

--	--